

## 市場経済システムの歴史⑩

法政大学 経済学部教授 (客員) 渡部 亮

1844年に制定された共同出資会社法は、目的を問わず原則自由に株式会社を設立できるようにしたという意味で、画期的な規制緩和であった。会社設立の原則も、従来の特許主義から準則主義ないし登録主義に移行し、法人としての登録に必要な書類(財務諸表や株式発行の登録届出書)を登録機関(Registrar)に登録すれば、会社が設立できるようになった。それによって、従来のあいまいで密室的な会社経営が、規則に基づいた公開性のある会社経営へと移行するようになった。

そこで次に、英国において近代的な株式会社が出現するまでの経緯を、東インド会社や南海会社の歴史から始めて、1844年の共同出資会社法制定に至るまで、時代順に述べることにする。歴史的経緯を知ることが、現代の株式会社の本質を理解する上でも有効だと考えるからである。

### 株式会社の歴史

英国では1540年に医療事業を行うCompany of Barber-Surgeonが、また1553年にはロシア貿易を行うMuscovy Companyという共同出資会社(Joint Stock Companies)が誕生した。1600年に設立された東インド会社も、共同出資会社の古い例のひとつである。またこのころには、米国の東海岸(現在のヴァージニア州あたり)を開発する目的で、ヴァージニア・カンパニーが設立された。1620年にニューイングランドのプリモスに入植したピルグリムズ・ファーザーズたちも、英国本国の出資者の支援を受けた事業経営者という性格を帯びていたのである。

これらの共同出資会社は、国王の勅許状(特許)によって設立された特許主義の会社であった。特許を与えられてはじめて設立できたというだけではなく、会社の勅許状には設立目的が限定的に明記され、それが達成されれば解散することを前提

にしていた。その設立目的とは、外国貿易や運河掘削など公共利益の追求であった。また鉄道敷設などの場合には、路線用地の取得を前提としていたから、特別の立法による許可が必要だったのである。現代の会社が株主の私的利益追求を目的とし、継続事業体として長期間にわたり存続するのは、大分性格が異なっていた。

### 東インド会社

東インド会社は、インドおよびアジア、アフリカとの独占的交易に携わる目的で、エリザベス一世に設立を願い出て許可された会社であった。女王の側から見れば、国家財政(戦費調達)への貢献(献上金)と引き換えに設立を許可したわけである。国王への莫大な献上金が設立許可(特許)の前提とされ、その見返りとして海外貿易における独占的利益が与えられた。しかし、こうした共同出資会社はもともと、商人が東方貿易を独占的に行うため国王に特許を求めたのであって、独占的利権を得るための手段という点では、国内のギルド(商人組合など)とあまり変わりはない。共同出資会社の株主は、厳格な規約に従うことを強いられたいは、株主各人が自己勘定で個別に商売や取引を行うことも可能であった。

東インド会社の取締役には、海賊の末裔を含めて15人が名を連ね、当初の予定では、一回の航海で終了し15年後には解散することになっていた。それが1657年にオリバー・クロムウェルが発行した特許状によって継続事業体となり、1874年に解散するまで274年間存続した。なお東インド会社の営業活動(独占的通商権)は、それよりも少し前の1833年に、英国議会の議決によって免許が取り消され(de-charterされ)終了していた。

## 南海会社

17世紀末から18世紀初めには、イングランド銀行(1694年設立)や南海会社(1711年設立)のような共同出資会社が設立された。1688年の名誉革命によって立憲君主制がスタートしていたので、会社設立も、絶対王政による勅許状ではなく、議会在が制定した特別立法によって許可されるようになった。1689年には15社にすぎなかった共同出資会社数も、1695年には140社に達した。

もともと、この当時設立された共同出資会社は、独占的な利権を得る見返りとして、国債引受けなど国家財政への支援を求められた。イングランド銀行(現在の英国中央銀行)も、国債を引き受ける代わりに、御用金を取り扱う唯一の共同出資銀行としての地位を与えられ、株式資本調達と紙幣(イングランド銀行券)の発行権を手に入れた。この国債引受けという仕組みをうまく利用したが、南海会社(South Sea Company)であった。

オランダのチューリップ投機に続く、バブルの元祖として有名な南海会社は、表向き国債投資によって利子収入を得ることを目的とする共同出資会社であった。まず国債保有者に南海会社の株式を交換交付し、その一方で南大西洋や南米の独占的開発権を取得した。開発権の魅力が甘味剤となって株価が上昇し、国債総額を上回る余分な資金が会社に入ったため、その資金を使って開発権を手に入れたのである。当時スペイン王位継承戦争(1701~1714年)が終り、英国はフランスと講和条約を締結した結果、南海航路の自由航行の可能性が高まり、同社株式は人気を呼んだ。枢要な政府官僚にも株式が譲渡され、株主の中にはアイザック・ニュートン(当時は造幣局長官)のような有名人も含まれていた。しかし増資が度重なるにつれて、事業の信憑性が疑われ始め、1720年に同社は破綻した。ニュートンは、「天体のうごきなら測定できるが、群衆の狂気は測定できない」と述べたと伝えられる。

もともとこの南海会社の本当の目的は、アフリカ人奴隷を南米スペイン領に輸送し、それと交換に銀を購入することにあつたとされる。しかし、経営者の中で南米に出かけた経験を持つ者はいなかったし、航海のための用船計画もなかった。ス

ペインが南米への航海を許すかどうか不明であったし、実際1718年には両国の戦争が再発した。

## 泡沫会社禁止法

英国では、南海会社のバブル崩壊を契機として「泡沫会社禁止法」(Royal Exchange and London Assurance Corporation Act of 1720、Bubble Actと略す)が、刑法として制定された。この法律によって、特別の許可を得ないかぎり共同出資会社を設立できなくなった。それだけでなく、特別の許可自体も制限されたため、株式会社の設立は、その後長い間ストップした。

同法は、1825年に廃止されるまで100年間以上にわたって存続した。そのため英国で第一次産業革命が進行した1760年代から1830年代にかけての時期には、株式会社が威力を発揮できなかった。アダム・スミスも、株式会社は危険な存在だと考えていた。なぜなら株式会社の経営者(支配者)と資本提供者(出資者)は分離しており、資本提供者による監視の目が経営者に及ばず、いわば無責任な経営が行われると考えたためであった。

その当時の企業形態は、個人商店や商人組合が中心であり、そこでは個人財産を含めて出資者の無限責任が前提とされた。これらは、法人格を与えられないパートナーシップであり、出資者と独立した形では契約当事者や財産所有者とはなれなかった。そのため、契約などの法律行為に際しては、出資者全員が個人の資格で署名する必要があり、機動的な経営が阻害された。その代わり、会社の所有と経営は一体化していた。この時代には、所有と経営を分離する会社形態も存在したが、共同出資会社法がまだ存在しなかったため、法人としては登録されなかった。こうした会社は「法人格なき会社(unincorporated company)」と呼ばれ、事業の継続性は疑わしく、政府当局による監視も行き届かなかった。さまざまな事業が、「法人格なき会社」として玉石混交の形で立ち上げられ、中には周期的な景気変動によって破産したり倒産したりする会社もあった。(以下は次号に続く)

わたべりょう(法政大学教授)